

令和6年3月14日(木)

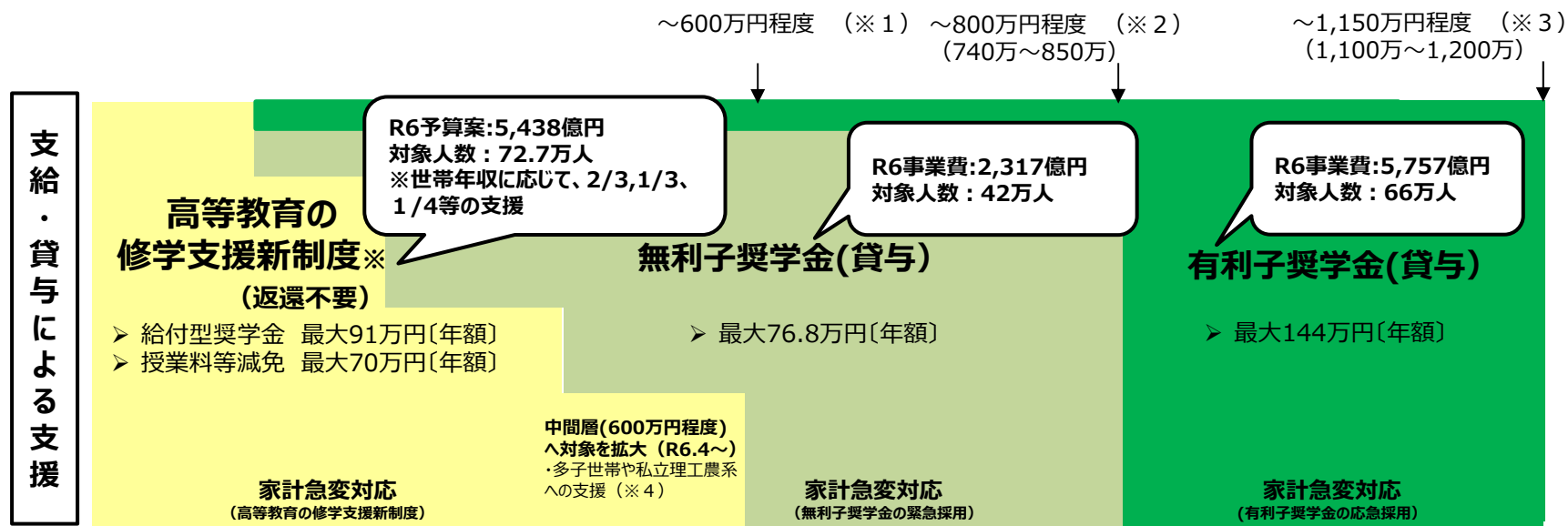
高等教育の修学支援新制度の 現状について



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

国内の大学等に通う学生等への経済的支援

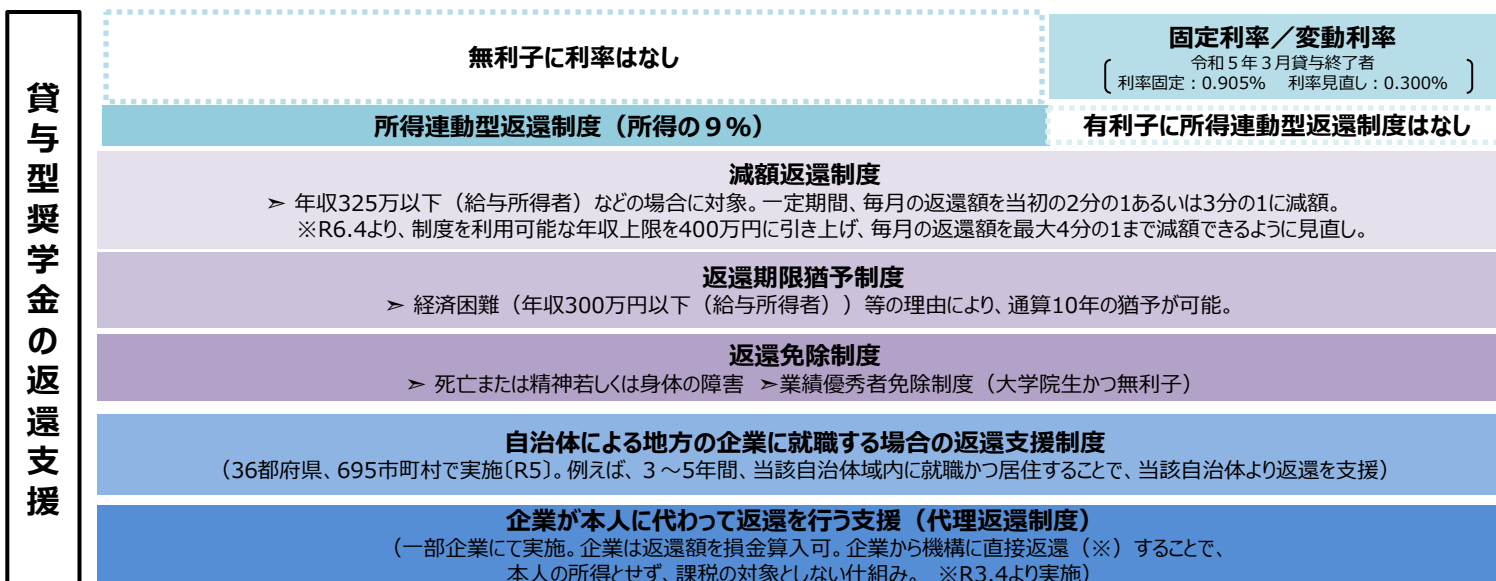


※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

(※1) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

(※2) (※3) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。

(※4) 多子世帯については全額支援の1/4支援、私立理工農系については文系との授業料差額に着目し、授業料等減免で支援。



高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校
 【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯(※)の学生
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 (※)令和6年度より多子世帯や理工農系の学生等の中間層に支援を拡大

令和6年度予算案 5,438億円

授業料等減免 2,864億円※
 給付型奨学金 2,573億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(470億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,908億円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

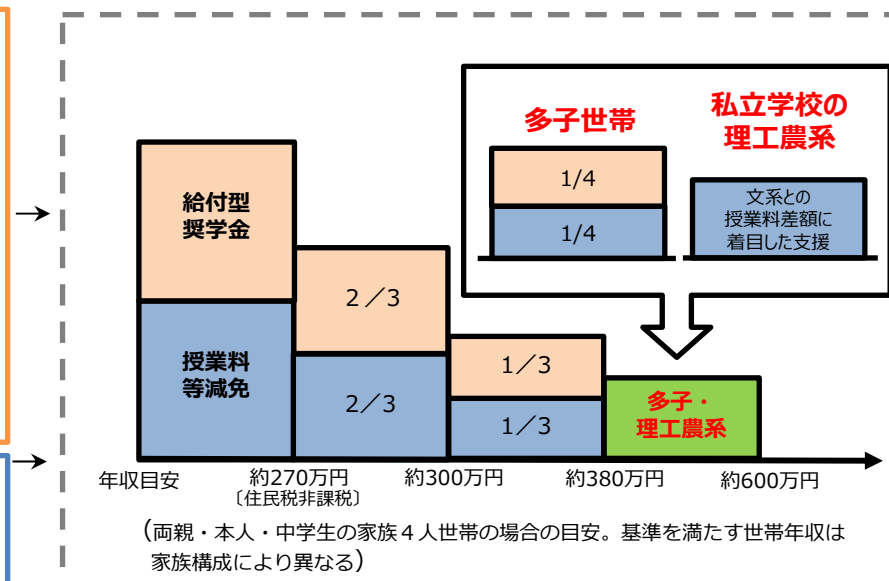
授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

支援対象者の要件(個人要件) <学業成績等の要件>

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- (採用時) 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、**高校等** (大学進学後の申し込みの場合は大学) が、レポートの提出や面談等により**本人の学修意欲や進学目的等を確認**する
- (採用後) 大学等への進学後は、その学修状況について**厳しい要件**を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る

	学業成績の基準
廃止 (支援打ち切り) ※1	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること (「停止」の場合を除く) ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
停止 ※1	2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみであること ※次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援再開 (令和5年10月より実施)
警告 ※1	次の1～3のいずれかに該当するとき (上の「廃止」の区分に該当するものを除く。) 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること ※2 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

※1

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

※2

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

※このほか、国籍や高卒後の年数等の要件あり

(国籍については日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること)

高等教育の修学支援新制度 機関要件の概要

- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、**学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための教育要件を設定。**

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。
※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）
2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、**経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。**

▶ 次の I 又は II のいずれかに該当する場合は、対象機関としない。（令和6年度から変更）

I . 次の①、②のいずれにも該当すること

- ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）
- ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

II . （大学・短期大学・高等専門学校の場合）

直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消しを猶予する。

（専門学校の場合）

直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の5割未満

但し、地域の経済社会にとって、重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事等が認める場合は確認取消しを猶予する。

高等教育の修学支援新制度に関する近年の検討経緯

- 令和2年度 「高等教育の修学支援新制度」施行
- 令和3年度 所得判定におけるみなし寡婦控除の適用
→ 令和2年度税制改正により新設された「ひとり親控除」について、新制度対象者の所得判定において、令和3年度の当初に前倒し適用
- 令和4年度 早生まれ学生等の生計維持者の収入額の算定方法の見直し
→ 新制度を利用する早生まれの学生等の所得判定について、同じ学年の子供は同じように取り扱い、不利にならぬよう生計維持者の収入額の算定方法を見直し
- 虐待等により保護者の元から避難した大学等への支援
→ 家計を急変させる予期できない事由(急変事由)に、父母等による暴力等からの避難を新たに追加(随時採用の申請を受け付けることが出来るよう運用を変更)
- 令和5年度 廃止要件「警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること」の緩和
→ 2回目の警告が、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみである学生等について、廃止ではなく、停止として取り扱い、翌期に廃止・警告要件に該当しない場合は復活(支援再開)
- 令和6年度 授業料等減免の中間層への拡大
→ 子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大、あわせて理工農系の中間層にも拡大
- 機関要件の見直し
→ 大学の経営困難から学生を保護する観点から、新制度の対象を定員充足率を8割以上の大学とするなど、機関要件の厳格化を実施
- 令和7年度 多子世帯の無償化
→ 多子世帯について、所得制限を設けず、国が定めた一定の額まで、大学等の授業料・入学金を無償化

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(4) 高等教育費の負担軽減

～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度(いわゆる日本版HECS)」の創設～

○教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。

○授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、**2024年度から多子世帯¹³や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大**する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償¹⁴とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。**

¹³扶養される子供が3人以上の世帯(扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象)。

¹⁴現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約54万円、私立約70万円、入学金は国公立約28万円、私立約26万円(大学以外も校種・設置者ごとに設定)とする。

Ⅳ. こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

～ こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則 ～

1. こどもを生子、育てることを経済的理由であきらめない

○第一に、こどもを生子、育てることを経済的理由であきらめない社会の実現である。このため、「加速化プラン」の「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」に基づき実施する施策を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、高等教育費の負担や奨学金の返済などが少子化の大きな要因の一つとなっているとの指摘があることに鑑み、奨学金制度の更なる充実や授業料負担の軽減など、高等教育費の負担軽減を中心に、ライフステージを通じた経済的支援の更なる強化や若い世代の所得向上に向けた取組について、適切な見直しを行う。

「加速化プラン」による施策の充実 【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】

高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

課題

- ◆ 子育てや教育にお金がかかりすぎることから、理想の子供の数を断念。特に、大学など高等教育の費用の負担が重い
- ◆ これは理想の子供の数が3人以上の夫婦で顕著



加速化プランでの対応

高等教育費支援の大幅拡充

●多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（所得制限なし）

▶ **多子世帯の学生等**については、大学・短大・高専（4・5年生）・専門学校の授業料・入学金を**所得制限を設けず無償化**

* 現行制度同様、**授業料支援上限は、大学の場合、国公立約54万円、私立70万円**（大学以外も校種・設置者ごとに設定）

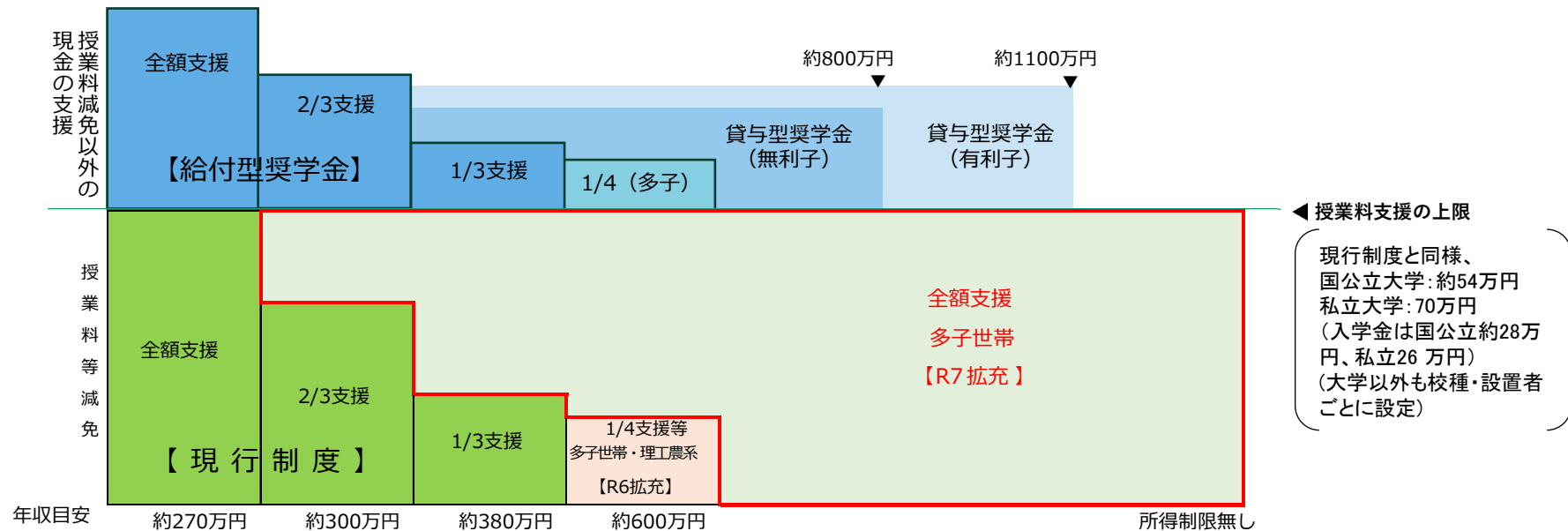
▶ 2025（令和7）年度から実施

* **多子世帯**：扶養される子供が3人以上の世帯（扶養する子供が3人以上いる間は第1子から無償の対象）



目指す姿

多子世帯であっても、経済状況にかかわらず、こどもを大学等に進学させられるようになり、理想のこどもの数を持てるようになる



「子供3人を扶養している間の大学等無償化」のイメージ

考え方

○子供が何人いても、全ての世帯の大学等の授業料等の負担を最大2人分までにする
 ※子供が多い家庭への支援という趣旨

○あわせて、「同時に多くの子供を扶養して、家計負担が重くなっている時期」の教育費負担を軽減。

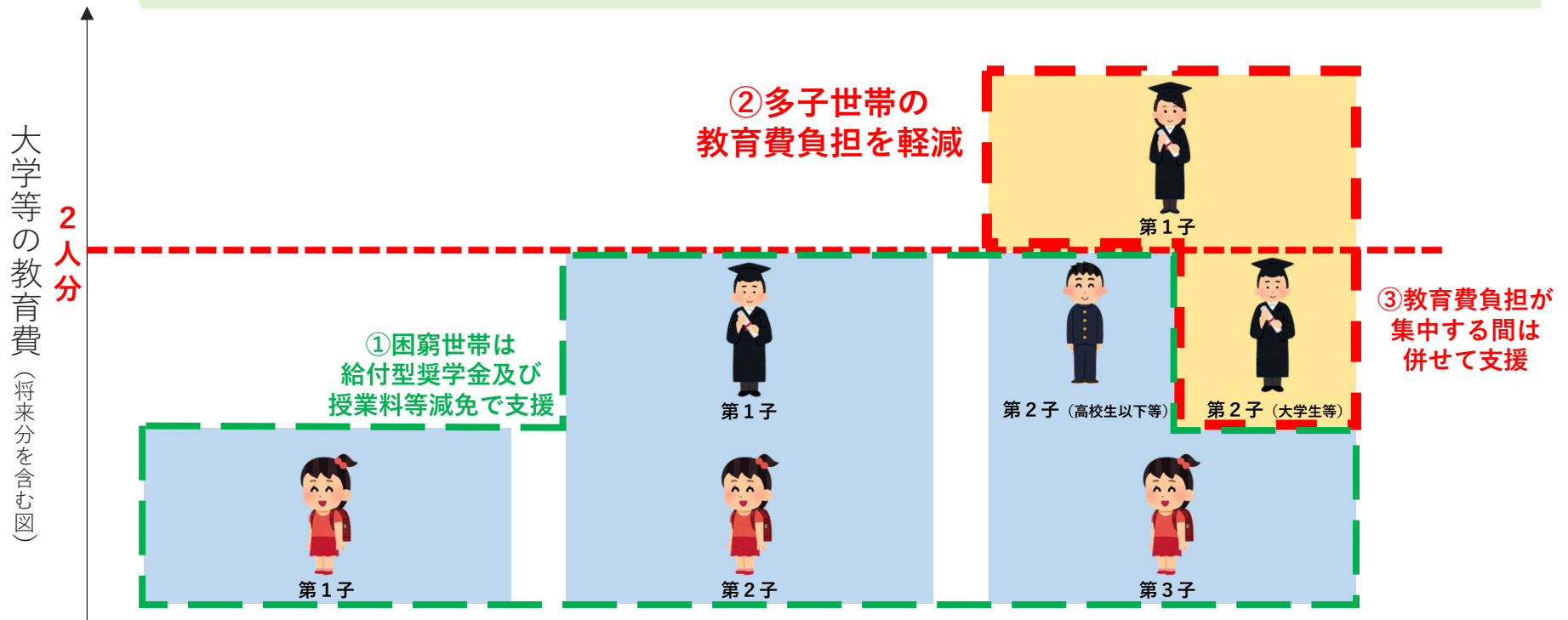
目指す効果
 (例)

○「高等教育費が障壁となって3人以上の子を持たない」という状況を改善

※予定の子供数が理想より少ない世帯において、最も多い理想子供数は「理想3人以上」。

※「理想3人以上」の場合、理想の子供数を持たない理由として最も顕著なのは子育て・教育費。

○多子世帯において、長子等の教育費負担が第2子以降に影響しないようにする。



子供が1人の場合の大学等の教育費
 (「子供2人で1人は高卒後に就職」等を含む)

子供が2人の場合の大学等の教育費
 (「子供3人で1人は高卒後に就職」等を含む)

子供が3人以上の場合の大学等の教育費